

8 福島県環境影響評価条例

〔法対象事業以外の大規模な事業の際の環境影響評価の実施〕

<p>条例の趣旨</p>	<p>土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続、その事業に係る工事の着手後の手続等を定め、その手続等によって行われた環境影響評価の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他のその事業の内容に関する決定に反映させるための措置をとること等により、その事業に係る環境の保全について適切な配慮がなされることを確保する。</p>				
<p>条例の対象となる事業</p>					
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:33%;"></td> <td style="width:33%; text-align: center;">第1区分事業</td> <td style="width:33%; text-align: center;">第2区分事業</td> </tr> </table>				第1区分事業	第2区分事業
	第1区分事業	第2区分事業			
<p>1 道路</p>					
<p>・一般国道、県道、市町村道 ・林道</p>	<p>4車線以上かつ長さ7.5km 以上 幅員6.5m以上かつ長さ15km以上</p>	<p>4車線以上かつ長さ5.0km以上 7.5km未満 幅員6.5m以上かつ長さ10km以上15 km未満</p>			
<p>2 河川</p>					
<p>・ダム ・堰 ・湖沼水位調節施設 ・放水路</p>	<p>貯水面積75ha以上 湛水面積75ha以上 改変面積75ha以上 改変面積75ha以上</p>	<p>貯水面積50ha以上75ha未満 湛水面積50ha以上75ha未満 改変面積50ha以上75ha未満 改変面積50ha以上75ha未満</p>			
<p>3 鉄道・軌道</p>					
<p>・普通鉄道 ・軌道</p>	<p>長さ7.5km以上 長さ7.5km以上</p>	<p>長さ5.0km以上7.5km未満 長さ5.0km以上7.5km未満</p>			
<p>4 飛行場</p>					
	<p>滑走路の長さ1,875m以上</p>	<p>滑走路の長さ1,250m以上1,875m 未満</p>			
<p>5 発電所</p>					
<p>・水力発電所 ・火力発電所（地熱以外） ・火力発電所（地熱） ・風力発電所 ・太陽電池発電所</p>	<p>出力2万2,500kW以上 出力11万2,500kW以上 最大排出ガス量10万Nm³/時以上又は平均的な排出水量1万m³/日以上 出力7,500kW以上 最大排出ガス量10万Nm³/時以上又は平均的な排出水量1万m³/日以上 出力7,000kW以上 出力3万kW以上</p>	<p>出力1万5,000kW以上2万2,500kW未満 出力7万5,000kW以上11万2,500kW 未満 最大排出ガス量7万5千Nm³/時以上10万Nm³/時未満又は平均的な排出水量7500m³/日以上1万m³/日未満 出力5,000kW以上7,500kW未満 最大排出ガス量7万5千Nm³/時以上10万Nm³/時未満又は平均的な排出水量7500m³/日以上1万m³/日未満 出力2万kW以上3万kW未満</p>			
<p>6 廃棄物処理施設</p>					
<p>・最終処分場 ・焼却施設</p>	<p>埋立面積5ha以上又は埋立容量25万m³以上 焼却能力4t/時以上</p>	<p>_____</p>			
<p>7 公有水面の埋立て・干拓</p>					
	<p>区域面積40ha以上</p>	<p>区域面積30ha以上40ha未満</p>			
<p>8 土地区画整理事業</p>					
	<p>区域面積75ha以上</p>	<p>区域面積50ha以上75ha未満</p>			
<p>9 新住宅市街地開発事業</p>					
	<p>区域面積75ha以上</p>	<p>区域面積50ha以上75ha未満</p>			
<p>10 新都市基盤整備事業</p>					
	<p>区域面積75ha以上</p>	<p>区域面積50ha以上75ha未満</p>			
<p>11 流通業務団地造成事業</p>					
	<p>区域面積75ha以上</p>	<p>区域面積50ha以上75ha未満</p>			
<p>12 工場又は事業場の用地の造成の事業</p>					
	<p>区域面積75ha以上</p>	<p>区域面積50ha以上75ha未満</p>			
<p>13 宅地の造成の事業（8～12までに掲げるものを除く。）</p>					
	<p>区域面積75ha以上</p>	<p>区域面積50ha以上75ha未満</p>			
<p>14 下水道終末処理場</p>					
	<p>敷地面積75ha以上又は焼却能力4t/時以上の汚泥焼却施設を設けるもの</p>	<p>敷地面積50ha以上75ha未満</p>			
<p>15 工場又は事業場の設置</p>					
	<p>最大排出ガス量10万Nm³/時以上又は平均的な排出水量1万m³/日以上</p>	<p>最大排出ガス量7万5千Nm³/時以上10万Nm³/時未満又は平均的な排出水量7千5百m³/日以上1万m³/日未満</p>			
<p>16 レクリエーション施設の建設</p>					
	<p>区域面積75ha以上</p>	<p>区域面積50ha以上75ha未満</p>			
<p>17 土石の採取</p>					
	<p>区域面積75ha以上</p>	<p>区域面積50ha以上75ha未満</p>			
<p>担当機関</p>	<p>生活環境部 環境共生課</p>				
<p>備考</p>	<p>※ 条例附則第6項に基づき適用除外となる事業（福島県特定環境影響評価実施要綱に基づき、手続を簡素化したアセスを実施） <対象事業> 鉄道事業、土地区画整理事業、宅地の造成の事業、その他東日本大震災からの円滑かつ迅速な復興に特に必要な事業として特に知事が認めるもの</p>				

手続フローチャート

